

午前10時31分 開会

議長挨拶

1 令和6年第1回定例会の運営について

(1) 付議事件について(資料1)

【中村委員長】 市側に説明を求める。

※総務部長から、資料1に基づき説明。

【中村委員長】 説明のとおりかどうか。

全員了承

【中村委員長】 これで市側職員は退席する。

(総務部長、総務課長 退席)

(2) 会期日程について(資料2)

【中村委員長】 事務局に説明を求める。

【事務局長】 資料2について説明する。令和6年3月第1回定例会は、2月26日(月)から3月22日(金)までの26日間の会期を予定している。2月26日(月)が初日の本会議、常任委員会は2月28日(水)から3月4日(月)まで、記載の4つの常任委員会である。5日(火)に、基地対策特別委員会の開催を予定している。6日(水)が委員会の予備日である。総務常任委員会開催日の3月4日(月)の正午が一般質問通告の締切りである。3月14日(木)、15日(金)、18日(月)が本会議で一般質問となる。3月22日(金)が本会議最終日となっている。3月13日(水)と21日(木)に本委員会の開催を予定している。

【中村委員長】 説明のとおりかどうか。

全員了承

【中村委員長】 それでは、そのようにお願いします。

2 陳情書の取扱いについて(資料3)

【中村委員長】 本件について正副議長、本委員会正副委員長の四者で協議を行った。その結果と理由について事務局から報告させる。

【議事係長】 本件は報告事項である。今定例会の締切りとなる2月15日(木)までに提出された陳情書の取扱いについて、議長が正副議長、本委員会正副委員長の四者で協議をすることが適当であると判断され、協議が行われたので結果を報告する。

陳情第5-28号「年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情書」については、陳情書の処理基準の10「本市に住所を有しない者から郵送により提出されたもの」に該当することから、委員会付託せず全議員への配付とすると決定されたものである。

【中村委員長】 本件は報告事項だが、何かあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【中村委員長】 本件は報告事項なので、これで終了する。

3 委員外議員について(資料4-1、4-2、4-3)

【中村委員長】 本件は、令和5年9月15日の本委員会において自民党・新政クラブの井上委員から提案があり、これまで9月22日、11月20日、12月13日、同月19日と協議を繰り返してきたもので、この間、事務局が調査した他市議会の委員外議員の扱い等の状況なども参考に各会派から丁寧に意見を聞いてきたところである。平成23年6月の本委員会での申合せ「同じ会派に委員がいる場合は、その委員に全権委任した形で会派の意見を発言してもらい、委員外議員の発言は極力行わない。委員がいない委員会でも極力簡潔に発言をする。」の「極力簡潔」ということについて、回数なのか時間なのか、回数であれば何回までなのか、具体的な議論をするため、本日に結論を出す前提で、前回の本委員会で各会派に再度持ち帰っていただいている。このことについて、会派内で意見をまとめてきていただいていると思うので、順番に聞いていきたい。

【井上委員】 自民党・新政クラブは、もともと委員会制であるのだから委員に委ねることがよいと思うが、前回の本委員会で公明党から発言は3回までという意見が出たので賛同したい。段階的にと考えている。

【金原委員】 公明党は、発言は3回までという意見である。

【町田(零)委員】 自由クラブは、発言は3回までに加え、1回の発言につき3項目まで、かつ、1回の発言は3分以内という3・3・3ルールを提案する。

【堀口委員】 日本共産党は、極力制限は行わないで議員の自主性に任せることが基本ではあるが、発言の時間や回数の制限については慎重に話し合いをした上で決めていきたい。

【布瀬委員】 神奈川ネットワーク運動は、発言の回数や時間は制限しないで、今までどおり議員の自主性に任せることでよい。

【石田委員】 虹の会は、現行の形を踏襲していくべきだと考えている。発言の回数を3回にするというのは強い対応であると思う。私も含めて委員外議員としての発言が行き過ぎた議員は、既に各委員会での委員外議員としての発言は抑えている状況であり、具体的なルールをつくることは難しいと思う。現行のルールの中で抑制を効かせることが可能であると思う。

【北島委員】 立憲民主党は、発言の回数を制限してしまうのは行き過ぎではないかと話し合った。質問を考えることは議員の役割だと思うので、発言の時間を1分以内に収めることがよいと思う。

【中村委員長】 神奈川ネットワーク運動と虹の会は、今までどおりという意見で、「極力簡潔に発言をする」以上の決まりは設けず各議員に任せるという意見である。日本共産党の意見は、何らかの制限をつけることには賛成ということか。

【堀口委員】 制限ではなく自主性に任せるという意見ではあるが、そうではないという意見にも理解している。発言の時間や回数を設定するには明確な理由や基準が必要である。

【中村委員長】 立憲民主党の意見は、発言の時間を1分以内に制限するということが、1回の質問に対してか。

【北島委員】 そうである。

【中村委員長】 自民党・新政クラブと公明党は発言の回数を3回、自由クラブは発言の回数を3回、1回の質問は3項目まで、かつ、1回の質問は3分以内という意見であった。今までどおりでよいというのは2会派、ほかの会派は何かの制限は必要という意見であると思うが、ほかに意見はあるか。

【井上委員】 公明党と自由クラブに確認であるが、1項目の質問に3回までか。

【金原委員】 公明党は委員会全体で質問は3回までという意見である。

【町田（零）委員】 自由クラブも同様である。

【山田副委員長】 今までどおりという意見も出たが、これまで何度も委員外議員の発言や討論の時間を制限したほうがよいという議論があった。そのたびに、「議員の良識で行いましょう」と意思統一を図りながら行ってきたが、基準が曖昧であるため何年かたつと議論を繰り返してきていると思う。具体的な制限がないと同じ議論に時間を使わなければならない。今回は何年たっても分かるように制限をつけることが必要と考え提案に踏み切った。

【布瀬委員】 他市議会で委員外議員の発言ができないのは1市で、制限をかけているのは2市であったと思う。私たちは委員から知りたい内容の質問が出てこなかった場合に質問している。議案等に対して賛否を判断するために委員外議員であっても質問しているので、権利を制限していくのはどうかと思う。委員外議員であることの自覚を持った上で自主性に任せて、もう一度現行どおり行う必要性があると思う。

【中村委員長】 本市議会は委員会制を取っているということが大前提としてある。誰もが好きに発言してよいなら全員協議会で行えばよい。「委員」の「委」は、「委任」の「委」であり、議会として委員に委ねている。必要だから委員外議員として発言したいというのは違う話である。委員会制に基づいて運営しているのに、委員外議員が発言できる正当性があるのかという観点も含めて協議していただきたい。

【金原委員】 山田副委員長が発言したように、過去、繰り返し議論されてきた中なのにまた、今回も長い時間議論している。委員会の委員長を務めている立場としては、何かの制限が必要と感じている。

【中村委員長】 本日、結論を出す前提で前回の本委員会で各会派に持ち帰っていただいていたが、意見が割れている状況であるので2月26日（月）本会議初日の一般質問の抽せんが終わった後、臨時に本委員会を開催して再度協議したい。ただし、今定例会は予算審査の委員会が開催されるので、次回は結論を出さないといけない。委員会制を前提にしていることを踏まえて、再度各会派に持ち帰っていただき、2月26日（月）初日の本会議の終了、一般質問の抽せん後に臨時に本委員会を開催し、協議することとしたいが、どうか。

全 員 了 承

【中村委員長】 それでは、2月26日（月）初日の本会議の終了、一般質問の抽せん後に本委員会を開催し、再度協議することとする。

4 議員以外の会派控室への立入り等について

- (1) 言論の自由の確保に関し各会派の意思統一を図ることについて
- (2) 一①防犯カメラ設置の市側への申入れに関することについて
- (2) 一②守衛配置の市側への申入れに関することについて

(3) 議員以外の会派控室への立入りにおけるルールづくりと議員の責任につ

いて

【中村委員長】 本件は、議員のセキュリティー対策という大変重要な内容であり、早急に結論を出さなければならない。本日の本委員会で結論を出す前提で、(1) から (3) の内容について、具体的な提案をお願いしたく、前回の本委員会で各会派に再度持ち帰っていただいている。まずは、(1) 言論の自由の確保に関し各会派の意思統一を図ることについて、事務局に説明を求める。

【事務局次長】 委員長からのお願いは次のとおりである。前回の本委員会で、言論の自由は保障されるべき重要なことであるということについては、総論的には否定するような意見はなかったようだが、町田（零）委員から発言があった「言論が保障されるという意味の中には、会議で議論に集中できる環境を整えた上で言論が保障されるべきで、傍聴席から不規則発言が出ることはとんでもないことであり、もっと早急に退出させるべきだった」との内容はまさに指摘のとおりであり、委員長としては、その発言の意味も含めて、言論の自由確保の意思統一について協議していただきたいとのことである。

【中村委員長】 前回、私は「圧力をかけに来るのは傍聴人本来の在り方ではなく、議員が圧力を感じて行った意思表示は、言論の自由が担保されない」と申し上げた。このことと、今、事務局から説明させた前回の町田（零）委員の発言内容も考慮していただきたいものであり、単に総論的に「言論の自由の確保は重要ですよ」ということを確認して終わりということではないと考えている。これを踏まえて(1) 言論の自由の確保に関し各会派の意思統一を図ることについて、順番に聞いていきたい。

【北島委員】 立憲民主党は、傍聴人の発言を野放しにしてしまうと議員の言論の自由を確保することができないと思う。ただ、議員はそういったこととも戦う意思があるからこそ、ここにいるという意見も会派で出た。ただし、傍聴人が強い発言などをした際には、その場ですぐに対応する必要がある。

【石田委員】 虹の会は、議員でも本会議で議論が盛り上がってくると、「そうだ」等の発言が傍聴席にいる傍聴者以上に出ていると認識している。今回傍聴者が「意見を言いたい」と繰り返し委員会で発言したことを受けて、傍聴者が一言でも発したら退席を促すような制限を設けることは少し違うと思う。再三注意して、それでも引き下がらない場合であれば考えなくてはならないが、休憩を取って傍聴者に説明すれば済んだ場面も以前はあったと私は思う。排除的な対応ではなくて段階的に議論していくべきと思う。

【布瀬委員】 神奈川ネットワーク運動は、言論の自由は守られるべきで一定の規律は必要であるが、傍聴者を納得させる必要があるので最初から規制するのではなく話し合いが必要だと思う。

【堀口委員】 日本共産党も言論の自由ということでは、議員がしっかりと発言できる環境をつくらなくてはいけないと思う。傍聴のルールが明確にあるので、それを守っていただくことが先決ではないかと思っている。

【町田（零）委員】 自由クラブは、前回の発言のとおりであるが、規制を新たにつくると言っているのではなく、今のルールをしっかりと守ることを言っている。そこを履き違えないでほしい。傍聴人がルールを守ることは傍聴人の義務であるが、傍聴人がルールを守れるようにするのは、我々議会側の努力によるところであり、そのために私たちは努力しなければいけない。傍聴人がルールを破ることを奨励してはいけないし、見過ごしてもいけない。ルールを守れるようにお手伝いをさせていただくことが大事であると思う。

【金原委員】 公明党は、言論の自由を確保するために必要なことを行うことが大事であると思う。

【井上委員】 自民党・新政クラブは提案会派である。傍聴人の不規則発言によって議員が圧力を感じて言論が制限されるようなことがあってはならない。実際に事は起きているので、どうすればそれを排除できるのか結論づけるべきだと思っている。例えば危険なときに守衛を配置してもらおう等、具体的に決めていく必要があると思う。

【中村委員長】 前提が先ほどの日程3の委員外議員と共通するところがある。そもそも委員会とは、委員同士が議論をする場所である。委員同士が激しい議論を交わすことは場合によってはあるだろうが、それに傍聴人も入る権利があるということではない。このことは押さえておかないと話がおかしい方向に行ってしまう。あくまでも傍聴人とは委員会の構成メンバーではなく、委員会を見聞きするために座っているのであって、可否を表すことはできないと傍聴規則にも書いてある。また、委員に圧力をかけに来るとするのは傍聴人の本来の在り方ではない。委員会で委員の言論の自由はしっかりと守られなければならないが、傍聴人の言論の自由は違う。そもそも傍聴人が委員会で意思表示をする権利はない。議員の身の安全に関しても、守られた上で我々の言論の自由が確保されなければならないということに反対の委員はいない。それを踏まえて先ほど井上委員から発言があったように今回懸念する事態が起きたので、議員の身の安全も含めて言論の自由が確保されるように、より積極的な措置を取るべきというのが、自民党・新政クラブ、公明党、自由クラブの意見であると思う。

【石田委員】 圧力をかけたというと、傍聴人が圧力をかけたということになる。そうではなく圧力に感じたということだと思う。私も傍聴人の発言を聞いていたが、委員を批判するような言動を取ったというよりは意見を言いたいということであったと思う。なぜ傍聴人が今回の行動を起こしたのか議論しておかなければいけないと思っている。請願は憲法や法律で保障されている権利で、今回とどめの動議で審査が打ち止めになったが、それに関して請願権に抵触するのではないかと傍聴人が怒ったケースだと思っている。傍聴人から批判を受けた今回のケースに関しては、私は理解できると思った。議会側が請願権に抵触するような判断をして、一方で傍聴人はルールに反することを行ったというような状況になっている。一方的に傍聴人のみを責めるのはフェアではないと感じている。言論の自由を傍聴人にも認めるべきだと主張する気はないが、本会議中に登壇していないのに発言する議員もいるので起こり得ることだと私は思っている。どこまで許容するのかは議論するべきであるが、この間の流れを見たら、新たに規制を講じるような出来事ではないと思う。町田（零）委員が発言した内容であれば理解できる。

【中村委員長】 誤解を招く内容がある。そもそも委員会の中で傍聴者に発言をする権利がない。したがって、傍聴者の発言を議員が遮ったかのような発言が議事録に残るのはよろしくない。もう一つは、請願権の侵害ということを石田委員はこれまでも本委員会の中で何度も発言しているが、請願権が侵害されるのは請願者が請願をしたことによって不利益な扱いを受けることであり、議会の議論が請願者の意思と違う結論になったからといって、それが請願者の請願権が侵害されていることにはならない。憲法の中でそういったことまで保障されているように疑問を持たれるので訂正しておきたい。

【石田委員】 委員長の解釈である。

【中村委員長】 私の解釈ではない。

【石田委員】 請願されたものをろくに審査しなかった場合にも請願権に抵触する可能性があることが指摘されていると思う。総務常任委員会での議論は、大波委員が発言をした後にとどめの動議が提出されたので議論はしているが、採決していないので審査そのものをしていないと取れるわけである。請願権に抵触する可能性は否定できないと思うが、私は請願権に抵触していると言っているわけでは

ない。抵触しかねないと言っているのです、それに関して白黒つける場はここではない。リスクのあることを行ったことに対して、傍聴人が反応したことを私は一方的に責める必要はないという意見である。

【井上委員】 石田委員は、傍聴者にはそのつもりはなかったと自分の解釈で発言しているが、それは例えばパワハラしている人が「パワハラつもりはなかった」と言っているのと変わらない。実際に私は今回の現場を見ていたが、傍聴者がいきなり控室に入って来ようとして、物すごい強い口調で自身の主張を訴えていた。私は直接被害を受けたわけではないが恐怖を感じた。身の危険を感じるような運営の仕方はいけないということである。その方から、そういうつもりはなかったと言われても、とてもそのようには捉えられなかった。

【中村委員長】 以前にも本委員会あるいは本会議でも、例えば圧力をかけるような発言をしている方がいたり、提出した請願が採択されなかったときに、特定の議員に対してかなりきつい口調で発言していたりと危険を感じることもあった。今回の件だけではなくて、議員の言論の自由あるいは身の安全を確保していくことは議会としての責任だと思う。議員の言論の自由をしっかりと守るために、議会としてより積極的な方策を取るべきではないかという話をしている。傍聴者の請願権がという話ではなく、より広い範囲で議員の安全を守るために、議会として何らかの方策を取るべきではないか。その具体的な策として、次に議論する防犯カメラの設置や守衛の配置の話が出てくるが、前提として議員の言論の自由の確保あるいは身の安全を守るために必要な措置があることが認識されていないと次の議題に移れない。議員の言論の自由や身の安全を守らなくてはいけないという責任が議会にあることについて異論はあるか。それを守るために議会として必要な措置を取るべきであるということ合意されたということではないか。

【石田委員】 私が懸念しているのは、圧力をかけたということではなくて、圧力がかかったと感じたことである。圧力がかかったと感じたのであれば、それに対して対応したいというのは分かる。一方で、議員が圧力と感じたのであれば、際限なく制限していいのかに関しては議論しないと、できたことができなくなることを懸念している。傍聴者はどうしたらよいか分からなかったから、状況を確認しようと会派の控室を開けたと私は聞いている。それが起こらないようにしていくことがよいと思う。

【中村委員長】 先ほど申し上げたように、事の発端は今回のこの件であるが、そのことだけではなく議員の言論の自由を守ることや身の安全を守ることを議会として何らかの積極的な方策を取る必要があることについて議論している。例えば、本会議の場合、本来傍聴者は事務局を通して議場に行かなければいけないが、本市議会はエレベーターで直接議場まで行けてしまう。さらに傍聴券を提示してから入場するわけではなく勝手に入退場できる。控室前に「議員にご用の方は事務局にお申し出ください」と貼り紙があるが、勝手に通ろうと思えば通れるわけである。そういったことも含めて、議員の言論の自由や身の安全を守ることは議会としての責任だと思う。何らかの積極的な方策を取ることでよいのか。

全 員 了 承

【中村委員長】 それでは、そのように決定する。

続いて（２）―①防犯カメラ設置の市側への申入れに関することについて、及び（２）―②守衛配置の市側への申入れに関することについて、事務局に説明を求める。

【事務局次長】 前回の本委員会では、(2)―①防犯カメラ設置の市側への申入れに関することについては、提案者以外に賛成が4会派、ルールづくりを行い必要なら設置との意見が1会派、反対ではないが慎重にとの意見が1会派であった。続いて(2)―②守衛配置の市側への申入れに関することについては、防犯カメラの設置にはお金も時間もかかるので、早期に対処できるものとして、関連事項として前回の本委員会で井上委員から提案があったものである。

【中村委員長】 今、事務局から説明させたとおり、(2)―②は(2)―①の関連として前回提案されたものなので、一括して協議を行いたいと思うが、よいか。

全 員 了 承

【中村委員長】 それでは、(2)―①と(2)―②は一括して協議を行うこととする。それでは、順番に聞いていきたい。

【井上委員】 自民党・新政クラブは提案会派であるが、防犯カメラの設置、守衛配置のどちらも必要であると思うが、防犯カメラの設置については予算のこともあるので、市側との調整が必要になると思う。

【金原委員】 公明党も防犯カメラの設置、守衛配置のどちらも必要であると思うが、防犯カメラの設置については予算のこともあるので、市側との調整が必要になると思う。

【町田(零)委員】 自由クラブは、他市の状況や傍聴者の権利を再度考えてみたが、防犯カメラを設置することによって、傍聴者が来づらくなるのが起き得ないとも限らないことを考えると、防犯カメラの設置は消極的な方向で考えている。ただ、特に委員会が開催されているときに守衛は配置すべきだと考えているが、どういう形が一番効果的なのか調整が必要である。

【堀口委員】 日本共産党は、防犯カメラの設置は傍聴者にとってどうなのか考える必要があるし費用もかかるので、証拠になることや抑止効果はあるかもしれないが、安全を考えれば守衛の配置になると思う。守衛の配置も市側との協議が必要であると思う。

【布瀬委員】 神奈川ネットワーク運動は、防犯カメラについては、前回の本委員会でも発言したが消極的である。傍聴者が傍聴に来にくくなってしまうと思う。また、誰がデータを管理していくのか等の問題を議論しなくてはいけないことや予算がかかることから反対である。守衛の配置に関しては、常時配置する必要性までは感じていないが、いつ配置するのかといった議論は必要だと思う。議会開催時に守衛を配置すべきと考えている。

【石田委員】 虹の会は、どちらかというと防犯カメラの設置のほうが賛成である。何かあったときに出入りが分かる状態をつくっておくことは大事なことだと思う。一方で守衛の配置は、予算の問題があるのではないかと感じている。防犯カメラの設置に関しては、布瀬委員が発言したようにデータを誰が管理し閲覧できるのか等のルールを厳格化して、私的に使用ができないようにしなければならないと思う。

【北島委員】 立憲民主党は、前回の本委員会で防犯カメラの設置について賛成したが、押し入って来る人は防犯カメラがあっても抑えることはできない。会期中だけでも守衛を配置して出入りを見てもらうことが一番実効性があると思う。防犯カメラの設置については、ランニングコストがかかることや抑止力が弱いと感じること、誰かに知られたくない方も来ると思うので、防犯カメラの設置よりも会期中に守衛を配置したほうが安全であると思う。

【中村委員長】 自民党・新政クラブは、防犯カメラの設置、守衛の配置ともに賛成であるが、防犯

カメラの設置は予算のかかることなので、とりあえず守衛の配置を先に進めることがよいという意見なのか。

【井上委員】 守衛の配置については、委員会の開催中に常時というわけでないが、例えば今回のようなことが予想される時だけでも配置したらよいと思う。こういった経験をした以上は万全な態勢を今定例会では取りたい。

【中村委員長】 議場に守衛が配置されていることを皆さんお気づきだと思うが、以前は配置されていなかった。過去に議場で強い行動をされた傍聴者がおり、市側に頼んで守衛を配置したという経緯があったがどうか。

【事務局次長】 今、委員長が指摘した問題があったときに、守衛を配置していただいたときの市側の回答としては、「新たに雇い入れるのではなくて、現在の守衛の人数、予算の範囲でやりくりをする」と当時は言われた。現在どうかは確認していない。

【中村委員長】 公明党は防犯カメラの設置、守衛の配置ともに賛成である。自由クラブ、日本共産党、立憲民主党は防犯カメラの設置は消極的であるが、守衛の配置は賛成である。神奈川ネットワーク運動は防犯カメラの設置は反対であるが、守衛の配置は賛成である。虹の会は防犯カメラの設置は賛成であるが、守衛の配置は課題がある。虹の会以外は守衛の配置に関しては賛成であるがどうか。

【石田委員】 かたくなに守衛を配置してほしくないと言っているのではなく、予算の課題等はあると思うので、しっかりとやり取りした上で進めていただきたい。記録が残ることも大事だと思うので配慮いただきたい。

【中村委員長】 市側に申入れを行っても必ずしも守衛を配置してもらえるかは分からないが、2月26日に臨時の本委員会を開催することが決定しているので、委員外議員の協議の後に市側への申入れについて、具体的な内容を協議したいと思うがよいか。

【山田副委員長】 防犯カメラの設置について、公明党の意見を補足したい。以前に陳情書の審査でとどめの動議を出したときに、動議を出した議員の自宅まで傍聴者が追いかけてきたことがあった。その議員はすごく恐怖を感じたと思うし、途中で事故にあったかもしれない。そういったことを考えると記録が残っていることも大事だと思っている。委員長からも説明があったように、そもそも傍聴とは委員会の審査を知るために来るものだと思う。そのことも全議員が承知して傍聴者が圧力をかけに来ることに利用しないことや委員がしっかりと審査できる環境をつくっていくことが必要だと思うので、防犯カメラの設置も必要であると判断した。

【中村委員長】 防犯カメラの設置についても全く必要がないと思っている方はいないと思っている。必要があれば引き続き検討していきたい。

【井上委員】 防犯カメラは本委員会で議論するのではなく、先ほどの各派代表者会で議会改革の任意の委員会を設置することが決まったので、そちらで議論するほうがよいと思う。

【中村委員長】 そのようにしていきたい。

【布瀬委員】 確認であるが、守衛の配置については、いつ配置するかも考えてくる必要があるか。

【中村委員長】 そうである。

次に（3）議員以外の会派控室への立入りにおけるルールづくりと議員の責任について、事務局に説明を求める。

【事務局次長】 前回の本委員会では、（3）議員以外の会派控室への立入りにおけるルールづくりと議員の責任については次のとおり様々な意見があった。今回の件を考慮して規制を設けるのは行き違いがある、新たな規制はもう少し様子を見たほうがよい、分かりやすい貼り紙を設置する、事務局に

記名板を設置して事務局が出入りをチェックする、本来控室の役割は執務室ではないので来客を想定していないのだから、出入りを事務局に管理させるのは問題ではないか、あくまでも控室なので我が会派では、来客は応接室で対応しているなどの意見であった。

【中村委員長】 今、事務局から説明させた前回の本委員会での各会派からの意見も考慮いただき、(3) 議員以外の会派控室への立入りにおけるルールづくりと議員の責任について、順番に聞いていきたい。

【北島委員】 立憲民主党は、前回の本委員会で貼り紙を分かりやすくしたほうがよいと提案した。訪問者にしっかりと義務を守っていただくことが一番大切であると思っている。

【石田委員】 虹の会は、控室に入るときに名簿で管理するところまではいかないと思っている。今、貼り紙は白黒で書かれているが可視性の高いものにしてほしい。

【布瀬委員】 神奈川ネットワーク運動は、貼り紙で「必ず事務局に問い合わせください」と明記して、名簿はないとしても訪問者が事務局に必ず行くという流れをつくることは必要だと考えている。

【中村委員長】 現在でも「議員にご用の方は事務局にお申し出ください」という掲示は以前から既に設置してある。

【布瀬委員】 分かりにくい気がする。

【堀口委員】 日本共産党は、様々な方がいるのでより分かりやすくする工夫は必要であると思う。名簿に関してはそこまではしなくてもよいという考えである。突然思い立って相談に来庁される方もいるので、事務局を通して控室に通す通さない、会う会わないは判断しているので、それ以上の対応は必要ないと考えている。

【町田(零)委員】 自由クラブは、「議員にご用の方は事務局にお申し出ください」と今でも貼り紙があるのに、訪問者が見ないからもっと見やすくすると言っても今以上は難しいと思う。会議室内のことは会議規則に沿って委員長や事務局が対応できるので、人の往来が激しいと予想されるときに守衛が控室前に立つほうがよいと思う。控室はあくまでも控室であって応接室や執務室ではないので、来庁者から話を伺うのであれば応接室で対応するという原則を議員に守ってもらおう。また、看板から先は事務局に言えば勝手に入れるわけではなく、例えば、事務局が来庁者から「〇〇議員お願いします」と言われた場合、事務局が当該議員の控室に「〇〇さんが来られましたがどうされますか」と聞いてくれるので、そうした場合に議員が看板のところまで迎えに行き、その後応接室で対応する等のルールを徹底したほうがよいと思う。今回は明らかに特定の議員が傍聴を呼びかけて、それに応える形で傍聴に来た方が問題を起こしたのに、当該の議員がその傍聴者のことは私は知らないという話で誰の責任かが明確にならない。その中で、傍聴者に責任を負わせることが先行すると傍聴者に対する規制になってしまうので、議員が責任を持つことを明確にするためにも、看板まで議員が迎えに行く対応がよいと思う。なお、前回の本委員会で名簿を作成し、氏名や住所を書かせて身分証明を確認すべきであるというようなことを発言したが、身分証明を所持していない方もいれば、偽名等を使われても分からないので名簿作成に関しては取り下げる。

【金原委員】 公明党は、もともと市民相談も控室ではなく応接室を使用しているので、訪問者に関しては必ず事務局を通る形が明確になることが大切であると思っている。

【井上委員】 応接室が空いていない場合等は例外的に控室で対応することもやむを得ないが、基本的に来客は応接室で対応するべきだと思っている。会派では現在もそのように対応している。

【中村委員長】 様々な意見があり、基本的に今のルールを徹底すればよいという意見と明確なルールをつくるべきという意見に分かれている。基本的には応接室で会うのがルールであるが、本市議会

は応接室が1部屋しかないので誰かが使用していたら使用できない。他議会の場合は廊下に面会ができるように机を置いていたり、ほかにスペースを取っているところもあるが、本市議会は廊下も狭くスペースもないということもあるので場合によっては控室を使用することもやむを得ないのかもしれない。議員以外の会派控室への立入りにおけるルールづくりであるので、当然に市職員や、議員自身が所属している政党の国会議員の秘書等が訪問してきたときも対象である。そういうことも含めて、

(3) 議員以外の会派控室への立入りにおけるルールづくりと議員の責任については、再度、各会派に持ち帰っていただき、次回、2月26日の本委員会で協議することによいか。

全 員 了 承

【中村委員長】 それでは、そのように決定する。

5 一般質問の発言許可について（資料5）

【中村委員長】 12月定例会時の前回の本委員会で、石田議員の一般質問において、最後の質問時に3回目の登壇ができなかったことについて石田委員から疑義が呈され、本委員会での協議を経た合意により、議長の特段の配慮で、最終日の本会議で石田議員の発言が認められたが、今後同様のことが起こりかねないので、現状の運用を再度確認しておきたい。事務局に説明を求める。

【事務局次長】 資料5について説明する。大和市議会の手引、会議規則部分の抜粋である。1ページを御覧いただきたい。一般質問について、第61条第1項で「議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる」と規定している。この規定において、議長の許可を得てできるのは質問である。ここでもし質問と意見要望は別であると運用すると、議員が一般質問で登壇しているときに、意見要望を述べることができなくなるおそれがある。具体的に言うと、大項目1を質問、その答弁を受けて大項目2に移る前に大項目1の答弁についての意見要望も発言できなくなるし、また、最後の大項目を質問、その答弁を受けて、最後に意見要望だけのための登壇もできなくなってしまうおそれがある。このような運用は多くの議員の望むような議会運営ではないことから、これまで意見要望も質問に含むと歴代の議長は解釈し、意見要望であっても、それは質問だとして、発言を許可し続けてきたと承知している。

質問という言葉の中に意見要望も含まれているということについては、前回の本委員会で山田副委員長からも指摘があったことを記憶している委員も多いと思う。その際に山田副委員長からは、「質問と意見要望という言葉は、定義としてどう整理されているのか」と質疑があった。事務局からは「規則の中でそういう定義に触れている条項はない」と明文の規則の有無のことだけを答弁した経緯があるが、本来はそれにとどまらず、「明文の規定はないが、質問という言葉の中に意見要望も含まれる運用がされてきたと承知している」と、その段階で答弁することができていれば、委員の理解が深まったものと想定されることから、事務局としての答弁が不足していたことについて、申し訳なく思っている。

次に2ページを御覧いただきたい。準用規定として、第63条で「質問については、第55条（質疑の回数）の規定を準用する」と規定しており、その下に記載している第55条（質疑の回数）の規定「質疑は、同一議員につき、同一議題について2回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。」との規定を準用しており、質問は2回までと明確に定めている。ここで委員各位には先ほどの説明を思い出していただきたいが、質問の中には、意見要望も含むと解

積されて長年に渡り運用されてきていると説明した。繰り返しになるが、質問は2回までとここで定められているわけである。

委員長からは、実際の例に当てはめて委員各位が分かりやすいように説明するよう事前に指示をいただいているので、ここでは前回の石田議員の例に当てはめて説明させていただきたい。石田議員が最後の大項目で質問、これが1回目である。それに対する市側の答弁、その答弁を受けて石田議員の再質問、これが2回目になる。その再質問の市側の答弁、その答弁を受けての石田議員の意見要望、先ほど説明したように意見要望も質問に含むため、これは3回目になる。この状況を確認したので、会議規則第55条により議会事務局が議長に進言させていただき、議長が登壇を止めた。これが当日の事実関係である。

これについて、前回の本委員会で、町田零二委員から、一般質問の最後の質問で再質問を行った際の意見要望を述べる発言を許可していた事例が、平成27年の申合せ決定以降、2回あったことを御指摘いただいた。事務局で調べたところ、確かに指摘のとおりであり、当時、事務局が3回目の登壇を止めるよう議長に進言することを失念していた事実が判明したため、前回の本委員会でお詫びしたものである。

【中村委員長】 現状の運用は、事務局から説明したとおりである。会議規則第61条と第55条の内容から質問の中に意見要望も含むとし、回数は2回までとされている。したがって、意見要望だから3回目の登壇もいいのではないかという考えが適切であるとは言いがたく、繰り返すが質問の中に意見要望も含むのだから、登壇は2回までではないかと思われる。この辺りの分かりにくくなっている原因について、事務局に説明を求めたい。

【事務局次長】 会議規則で質問は2回までとなっている。この規則を厳格に適用して、規則どおりに質問しているのは「質問は一括で行います」としている議員であり、虹の会の大波議員のような質問スタイルが2回までを遵守している例である。一方で他の多くの議員は、一般質問の30分間で3回以上登壇している状況があるが、それでは他の議員は規則違反なのかというと、そういうわけではない。資料5の1ページの真ん中より少し下、中点の3つ目を御覧いただきたい。「議長は、会議規則の規定どおり、一般質問の回数を2回までとして質問を許可する。ただし、試行的実施とは言え、この間（平成16年第1回定例会以降）、項目別程度に区切って質問を許してきた実態に鑑み、「項目等で区切った質問1回を1回目、その質問の要旨に関して行う再質問を2回目と数え、同じ質問について許可は2回限りとする。（再々質問は認めない。）」と記載があり、その下に続く1ページの最後までの内容は、平成27年11月の本委員会で確認が行われている。この運用だと、会議規則の文言と実際の運用の整合性が取れなくなっている現状の状況が発生するわけだが、当時は、試行的実施だからということで、会議規則を改正するなどの措置は取られなかったようである。恐らく当時の考え方としては、試行的実施なので、そう遠くない将来、数年以内に一般質問のやり方、例えば一問一答方式などの導入により会議規則を何らかの形で整理するつもりだったのでと思われる。

しかしながら、今日に至るまで一般質問のやり方が整理されることはなく、20年間に渡り試行的実施の期間が続いてしまったことにより、会議規則の文言と整合性がつかない状態が続いていることが、大きな原因と承知している。

【中村委員長】 内容は事務局から説明させたとおりである。実際の一般質問のやり方と会議規則との整合性が取れておらず分かりにくくなっており誤解が生じている。これらの経緯を踏まえると、やはり今後も会議規則どおりの従前のおりの運用とすることが望ましく、前回の石田議員に3回目を許したのは特例として、今後は従前のおりの運用とするので、所属会派の議員への周知をお願いします。

る。本日の各派代表者会で議会改革の任意の委員会が立ち上がることが決まったので、会議規則については必要があればそこで協議することによいと思う。

【石田委員】 今の事務局の説明は解釈が入っている。質問の中に意見要望を含めて行ってきたというのは解釈であり申合せていない。実態はそうであると言っているだけである。中村委員長が議長だったときに一般質問で「質問を許します」という議長せりふを「発言を許します」と替えている。意見要望で終わることもあるので行ったと思っている。会議規則第55条の「特に議長の許可を得たときは、この限りでない」という部分を使っていると思う。3回目の意見要望が問題ない形を取っていると私は解釈している。今回これまでにない運用をされたことが遺憾であり声を上げたという経緯がある。事務局の説明を分かりましたとうのみにできないので、どういう落としどころをつくるのか、実態に合わせて考えるのであれば、意見要望についても包括的にできる態勢を取っていたと捉えている。ただ、私の主観かもしれないのでどのような申合せをするのかを各党派で案を持ち合わせて議会改革の委員会で協議していくべきことであり、ここで申合せをすることではないと思う。

【中村委員長】 新しく申合せをするわけではなくあくまでも確認をしている。私が議長のときに「発言を許します」と変更したが、それは意見要望を別に行うという意味ではなく、聞いている方が「質問を許します」と議長が言っているのに議員が質問しないのはおかしいと思うのではないかと考えて変更した。会議規則上は質問であり聞いている人が分かりにくいから表現を変えただけである。意見があるなら議会改革の中で提案をしていただき議論する必要がある。あくまでも会議規則どおりの運用をするという確認である。

【石田委員】 最後の質問で再質問した後に意見要望が言えなくなる運用はおかしいと思っている。これまでどおり認めていくことで合意すればよいのではないかと思う。「特に議長の許可を得たときは、この限りでない」という部分を使って、発言を許可することで認めてきたわけで、今の説明だと今回の3月議会に関しては、最後の質問で再質問した場合には意見要望を言えないという話になっている。質問の構成で対応可能であるが、今まで認められていたものを駄目とするよりはよいと思う。

【中村委員長】 そもそも今までも認められていたわけではない。過去2回あったが、それは事務局が3回目の登壇を止めるように議長に進言することを失念していたためなので、事務局からお詫びがあった。今までよかったことが駄目になったわけではない。現在の会議規則では、今説明した運用になる。ここでは確認を行っているだけである。

【北島委員】 石田議員は最後の質問である大項目3の再質問の後に3回目の登壇をして意見要望が言えなかったが、大項目1か2で再質問をした場合は、本来は3回目に登壇して意見要望は言えないが、次の大項目の質問があるので3回目に登壇することができる。そのときは意見要望を言うことはできないので、次の大項目の質問をすることになるのか。

【井上委員】 そうではない。石田議員の場合は最後の大項目3の質問と大項目1か2の質問を入れ替えていれば、次の大項目の質問を言う前に意見要望を言って、次の大項目の質問に移るという流れでできた。前回の12月定例会では我が会派の西田議員も再質問をしたが意見要望は言わずに会議規則の運用を守っていた。前回は混乱があったので、最後の質問で再質問をした場合は3回目に登壇して意見要望を言うことはできないという確認である。

6 その他

【中村委員長】 ほかに皆さんから、何かあるか。

【井上委員】 市長の施政方針であるが、事前に文書を配付していただけないかと思っている。今ま

ではぎりぎりまで書き変える可能性があるという理由で、当日の施政方針演説の後に配付されていたが、事前に配付していただくことを市側に申し入れるのはどうか。

【中村委員長】 施政方針の文書について、事前に配付していただきたいという声は以前からあった。施政方針の文書を事前に配付していただくことを市側に申し入れることでよいか。

全 員 了 承

【中村委員長】 それでは、そのようにお願いします。
ほかに皆さんから何かあるか。なければ、これで閉会する。

午後0時06分 閉会